

山武郡市広域水道企業団随意契約事務取扱基準

制 定 平成 22 年 3 月 16 日
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 請負契約等を地方公営企業法施行令第 21 条の 13 の規定に基づき、随意契約の方法により執行するときの事務取扱については、山武郡市広域水道企業団会計規程（以下「会計規程」という。）によるほか、この基準の定めるところによる。

(随意契約の相手方の選定)

第 2 条 建設工事に係る随意契約の相手方の選定は、山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者又は資格者名簿以外の者から選定する場合は、地域性、継続性を考慮するほか、次に掲げる事項を総合的に考慮し、その理由を付して山武郡市広域水道企業団会計事務専決規程（以下「専決規程」という。）に定める専決区分者の承認を受けなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持対象工事等の状況
- (6) 対象工事等についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の対象工事等についての経験
- (9) 技術者の状況

2 測量、コンサルタント業務及び物品、委託に係る随意契約の相手方の選定は、資格者名簿に登載されている者又は資格者名簿以外の者から選定する場合は、地域性、継続性、経営状況及び履行実績等を考慮し、その理由を付して専決規程に定める専決区分者の承認を受けなければならない。

(見積関係書類の交付)

第 3 条 前条の規定により選定する随意契約の相手方（以下「見積依頼業者」という。）に対し、次の各号の書類を交付するものとする。ただし、第 3 号については必要に応じて交付するものとする。

- (1) 見積依頼書（別記第 1 号様式）
- (2) 設計図書その他関係書類
- (3) 質問書（別記第 2 号様式）
- (4) 見積辞退届（別記第 3 号様式）

(見積期間)

第4条 建設工事に係る見積額の算定に要する期間は、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第6条の規定によるものとする。

2 測量、コンサルタント業務及び物品、委託に係る見積期間は前項の規定を準用する。

(見積書の徴収の取りやめ等)

第5条 見積依頼業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、随意契約を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積依頼業者に見積書を提出させず、又は見積書の提出期限を延期し、若しくは取りやめることとする。

(見積書の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 見積書に記名・押印を欠く見積
- (2) 見積書の金額を訂正した見積
- (3) 見積書に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である見積
- (4) その他見積に関する条件に違反した見積

(同価格の見積書提出者が2者以上ある場合)

第7条 最低価格の見積をした者が2者以上あるとき等、契約の相手方に最もふさわしいものが複数いる場合は、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度見積)

第8条 提出された見積書に、予定価格の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度見積書の提出を依頼するものとする。この場合において、再度見積を依頼する回数は、原則として2回までとする。

2 再度見積の提出を依頼できる者は、1回目に有効な見積書を提出した者とする。

3 第1項に規定する再度見積の結果、契約の相手方を決定することができない場合は、次の各号によることができるものとする。

- (1) 最低見積業者と協議し予定価格以下となった場合は、契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方を不決定とし、第2条から前項までの事務を行う。この場合にあっては、当初の見積参加者を選定できないものとする。
- (3) 設計又は積算等を見直し、第2条から前項までの事務を行う。この場合にあっては、当初の見積参加者をも選定できるものとする。

(見積結果)

第9条 見積結果については、見積調書（別記第4号様式）を作成し整理するものとする。ただし、1者から見積書を徴したときは、この限りでない。

(予定価格書等)

第10条 随意契約により契約を締結する場合の予定価格等は、会計規程第114条に規定するとおりとする。

(契約)

第11条 契約の締結日は、契約の相手方が決定した日から7日以内（閉庁日を除く。）とする。

(契約書の作成等)

第12条 契約書の作成等は、会計規程第89条から91条に規定するほか、別表のとおりとする。

(補則)

第13条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、契約担当課と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

随意契約に係る一覧表

事業の種類	内 容 例	地方公営企業法 施行令第21条の 13 第 1 項(※ 2)	企業団会計規程 第 112 条別表 第 2 の額 (税込)	見積業者数	契約書作成 の省略(※ 1)
工事又は製造 の請負	・ 建設工事	1 号	100 万円未満	2 者以上 ※原則 2 者だが 10 万円未満又 は理由がある 場合は、1 者可	請 書
			200 万円以下		契約書 100 万円を 超える額
		2 号～9 号	200 万円を 超える額		
	・製造の請負(※ 3) (印刷物含む)	1 号	10 万円未満		見積書
			100 万円未満		請 書
			200 万円以下		契約書 100 万円を 超える額
		2 号～9 号	200 万円を 超える額		
財産の買入	・ 物品の購入 (建設資材含む) ・その他財産の買入 等	1 号	10 万円未満	1 者以上	見積書
			100 万円未満	2 者以上 ※原則 2 者だが 理由がある場 合は、1 者可	請 書
			150 万円以下		契約書 100 万円を 超える額
		2 号～9 号	150 万円を 超える額		
物件の借入れ	・ 機器類賃貸借 ・ 物件のリース及び レンタル等 ・ その他賃貸借等	1 号	10 万円未満	1 者以上	見積書
			80 万円以下	2 者以上 ※原則 2 者だが 理由がある場 合は、1 者可	契約書 10 万円を 超える額
		2 号～9 号	80 万円を 超える額		
その他 (財産の売払 い及び物件の 貸付け除く)	・ コンサルタント業務 ・ 測 量 ・ 保守点検 ・ 警備及び清掃委託 ・ 物品修繕 ・ 業務委託 (※ 4)	1 号	10 万円未満	1 者以上	見積書
			100 万円以下	2 者以上 ※原則 2 者だが 理由がある場 合は、1 者可	請 書
		2 号～9 号	100 万円を 超える額		契約書
	・ 修繕工事 (建物及び設備等の 修繕含む)	1 号	30 万円未満		見積書

【特記事項】 ※1 企業団会計規程第91条の規定により契約書の作成を省略することができるものであり、契約書の作成を妨げるものではない。

※2 他の号の理由と併合した場合には1号が優先適用となる。

※3 印刷製本の請負は製造に該当する。

※4 業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり「その他」に該当する。

見 積 依 頼 書

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

について下記のとおり見積を依頼します。

記

1 見積条件及び仕様

2 見積書の提出

(1) 提出期限

(2) 提出方法

(3) 提出先

3 その他

質 問 書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

(質問者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

件 名 _____

標記の設計図書等について、次のとおり質問します。

質 問 事 項

見 積 辞 退 届

山武郡市広域水道企業団
企業長

件 名 _____

上記について見積の依頼を受けましたが、下記理由により見積を辞退したいので、
届け出ます。

記

(理 由)

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

別記 第4号様式

見 積 調 書

見積結果は下記のとおりです。

開 封 日	
件 名	
履 行 場 所	
契約相手方	
契約金額(税込)	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
予定価格	円 (見積書比較金額 円)

(単位：円)

[illegible]